

朝日信用金庫の

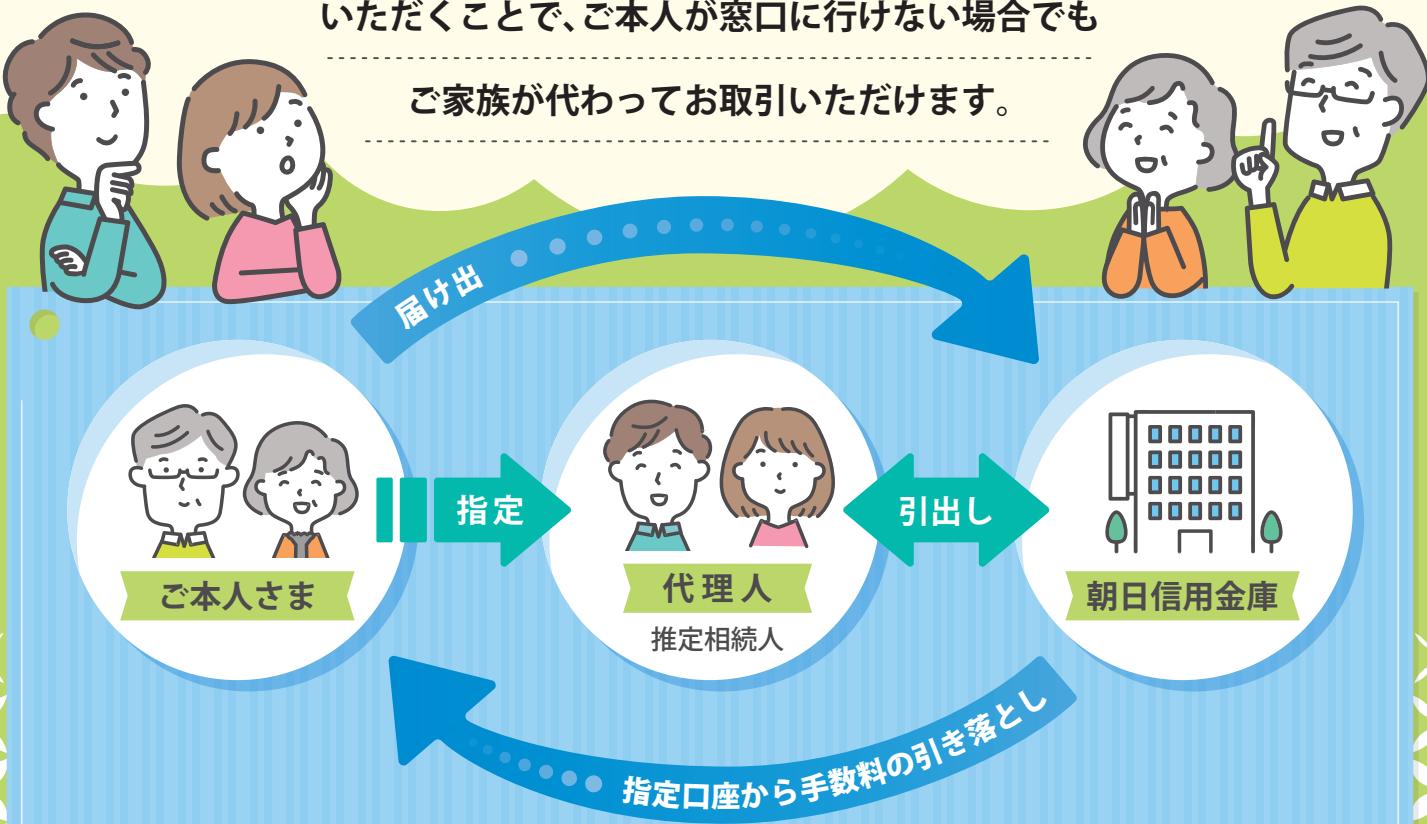
本人も家族も
便利にご利用できます

代理人サービス

信頼できるご家族を「代理人」にご指定

いただくことで、ご本人が窓口に行けない場合でも

ご家族が代わってお取引いただけます。



こんなときに

- 家が離れていて、窓口に出向くのは大変
- 大きなお金を家に置いておくのは不安
- ご本人、代理人ともにいつでも残高確認が可能です

メリット

窓口でもATMでも、
委任状不要で
お手続き◎

月間支払限度額の
設定で、
使い過ぎを防止

お取引のない月は
**手数料
ゼロ円!**



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫
<https://www.asahi-shinkin.co.jp/>

店舗一覧は
こちら



お近くの
店舗は
こちら



代理人サービスについて

Q1

誰を代理人とすることができますか?

A1

推定相続人^(注)等に当たるご家族の中から1名、ご本人さまが指定し、代理人さまと一緒に申し込みいただきます(随时指定を解除できます)。

(注)推定相続人とは、配偶者のほか、お子様などその時点で最優先相続順位を持つ方を指します。

Q2

代理人において、思っていた以上にお金を使ってしまう心配はありませんか?

A2

申込みに際し、支払対象口座や月間の支払限度額を指定しておくことができます(ご本人さまの支払分と代理人さまの支払分の合計額となります)。なお、限度額は所定の手続きにより、いつでも変更が可能です。

Q3

本人は引き続きキャッシュカードや通帳を利用できるのですか?

A3

ご利用いただけます。また、通帳に記帳いただければ、代理人さまを含めたご利用状況を隨時ご確認いただけます。

Q4

このサービスを利用すると手数料はかかるのですか?

A4

代理人さまによる支払があった月のみ、所定の手数料100円(税別)をいただきます。

Q5

あらためて、代理人を指定しておく利点は何ですか?

A5

- ①ご自身の通帳やキャッシュカードを引き続きご利用しながら、窓口やATMに出向くのが大変なときには、代理人さまが管理するキャッシュカードを用いてお金の引き出しをするよう依頼できます。(都度の委任状発行が不要となります)
- ②ご入院やおケガといった不測の事態や、都度の出金ご指示が面倒といった場合においても、限度額内であれば信頼できる代理人さまが円滑に支払う、または必要に応じ生活資金として管理することができます。
- ③将来、ご相続が生じた際には、本サービスは終了いたしますが、代理人さまがご相続人であれば、ご本人さまの預金口座を了知している状況となります。これによりご相続人は、その後のご対応をより円滑に進められることが見込まれます。

※詳しくは下記右下の二次元コードをご参照ください。

病院代を
私の預金から
引き出して!



窓口取引もATM取引も
代理人でOK!



代理人サービスの
概要はこちら